

福智町役場住民課 ☎22-7761 (本庁1階)

- ▶ 国保に関するお問い合わせは国民健康保険係 (内線112・113) まで
- ▶ 老人保健に関するお問い合わせは医療・保健係 (内線121・122・123) まで

# 国民健康保険 と老人保健の制度が一部変わります

## 4 現金給付 (出産育児一時金) の見直しを行います

平成18年9月まで  
**30万円**



平成18年10月から  
**35万円**



少子高齢化対策の一環として、平成18年10月から「出産育児一時金」が  
現行30万円から35万円に引き上げられます。

## 3 医療費の自己負担限度額が引き上げられます

高額療養費 (老人保健の場合は高額医療費) に係る自己負担限度額が見直され、  
医療機関に支払う自己負担の1か月の限度額 (自己負担限度額) が一部引き上げられます。

### 70歳未満のかた (金額は1月あたりの限度額)

#### 平成18年9月まで

改正前	自己負担限度額
上位所得者 (基礎控除後の所得 670万円以上)	139,800円+ 〈医療費-466,000円〉×1% (多数該当の場合40,200円)
一般	72,300円+ 〈医療費-241,000円〉×1% (多数該当の場合77,700円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (多数該当の場合24,600円)

#### 平成18年10月から

改正後	自己負担限度額
上位所得者 (基準は今後政令等 で定められます)	150,000円+ 〈医療費-500,000円〉×1% (多数該当の場合83,400円)
一般	80,100円+ 〈医療費-267,000円〉×1% (多数該当の場合44,400円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (多数該当の場合24,600円)

### 70歳以上のかた (老人保健対象者も含む・金額は1月あたりの限度額)

#### 平成18年9月まで (月額)

改正前	外来 (個人ごと)	自己負担限度額	
		外来+入院 (世帯単位)	
現役並所得者 (月収28万円以上 または課税所得 145万円以上)	40,200円	72,300円+ (医療費-361,500円)×1% (多数該当の場合 40,200円)	
一般	12,000円	40,200円	
低所得者 (住民税 非課税)	8,000円	II	24,600円
		I (年金収入 80万円 以下等)	15,000円

#### 平成18年10月から (月額)

改正後	外来 (個人ごと)	自己負担限度額	
		外来+入院 (世帯単位)	
現役並所得者 (月収28万円以上 または課税所得 145万円以上)	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数該当の場合 44,400円)	
一般	12,000円	44,400円	
低所得者 (住民税 非課税)	8,000円	II	24,600円
		I (年金収入 80万円 以下等)	15,000円

- ▶ 多数該当の場合とは、過去12か月に3回以上高額療養費または高額医療費の支給を受け4回目以降の支給に該当した場合のことです。
- ▶ 公的年金控除の縮減および老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上のかたは、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並み (44,400円) に据え置きます。
- ▶ 70歳未満のかたの高額療養費は、医療機関の窓口で自己負担分をいったん支払い、後の申請により自己負担限度額を超えた分が払い戻されます (償還払い) が、入院の場合の自己負担は、自己負担限度額までの支払いとなります (平成19年4月実施予定)。

### 人工透析患者の自己負担限度額が一部引き上げ

- ▶ 厚生労働省の指定する特定疾病 (血友病など) により長期治療を要する患者は、自己負担限度額が月額10,000円までとなっていました。これが慢性肝不全で人工透析を要する患者のうち上位所得者に限り、自己負担限度額が月額20,000円に引き上げられます。